

印西市国民健康保険運営協議会会議録

令和8年1月28日（水）

印西市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和8年1月28日（水）午後1時30分から午後2時40分
場 所	印西市役所 農業委員会会議室
出席委員	伊藤哲之委員、林恵美子委員、小林正委員、津金澤俊和委員、土屋英明委員、川村成章委員、村上和代委員、上條公司委員、茂木三郎委員、川村英雄委員
欠席委員	齊藤はるか委員、篠田隆委員、福光正憲委員
議 事	議事事項 議題第1号 令和8年度印西市国民健康保険特別会計予算（案）について 議題第2号 令和8年度印西市国民健康保険事業計画（案）について
そ の 他	なし
傍 聴 人	なし

1. 開 会
2. 副市長挨拶
3. 議 事

議事事項

議題第1号 令和8年度印西市国民健康保険特別会計予算（案）について

事務局より説明後、質疑

委 員 印西市の人口の増減で特別会計が動いているものはありますか。

事務局 印西市の人口は若干増えているところですが、国民健康保険に加入される方は、年々減少傾向にございます。国民健康保険は、お仕事を退職されてからご加入される方が多くなってまいりまして、さらに75歳の団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する人数が多かったため国民健康保険の被保険者数は年々減少傾向にあります。

委 員 一般家庭の方とか、農家の方は少ないのでしょうか。

事務局 印西市の国民健康保険加入者の年齢構成になりますが、65歳から74歳までの割合が全体の49.8%で、ほぼ半数がその年代に集中されています。若い世代は社会保険にご加入されている世帯が多い状況となっております。

委 員 国民健康保険の加入者は減っているのに対し、保険給付費は高騰しているわけですが、これは医療費の単価が上がっているということによろしいのでしょうか。

事務局 国民健康保険の加入者は減少しているが、1人当たり医療費は年々上昇しておりまして、その要因といたしましては先ほど加入者の割合を申し上げ

げましたが、高齢化によるものと医療の高度化によるものと考えております。

委員 増加率は毎年あまり変わってはいない、その様な理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい、被保険者数は年々減少しているが、1人当たり医療費は年々上昇している状況です。

委員 1ページ歳出の5諸支出金ですけれども、当初予算で200万円増えているが、今は病院へ行くとマイナンバーカードで自分を示しているのに、保険がどこに属しているのかの差異や、保険証を出さない等がないので還付金が少なくなったのかなと自分は思ったのですが、200万円も増えているので、何か別の要因があるか気になりました。

事務局 歳出5諸支出金200万円増額の理由ですが、マイナンバーカードで管理されているので健康保険の得喪が減ったのではないかと、保険資格が適正に医療機関で確認が取れるため、還付金が増額になる要因がそこにあるのかというご質問でしたが、還付金の増額につきましては、所得更正により国民健康保険税額が減額となることもございます、そういった要因も含めて増額を見込んでおります。

議題第2号 令和8年度印西市国民健康保険事業計画（案）について

事務局より説明後、質疑

委員 2ページ1（3）の滞納保険税の徴収強化のところですが、滞納繰越となった債権を納税課債権回収対策室に移管して徴収を強化するとあるが、現在の徴収方法と、移管した後の納税課での徴収方法や強化することで何か変わるのかを確認したい。

事務局 2ページ1（3）の現在の徴収方法と納税課債権回収対策室に移管した後の徴収方法のご質問だと思いますので回答させていただきます。

まず、移管前の徴収方法ですが、納期限を過ぎて支払いがない場合、翌月督促状を発送します。それでも支払いがない場合は催告書や納付勧奨通知を送付いたします。その後支払いもなく相談にも来ない方に対しては、特別療養費の支給に切替え、窓口で10割を負担していただくという対応になります。この他にも、滞納とならないため時間外の窓口を開設したり特別療養費の充当、口座振替の原則化、スマホかeL-QRを利用したクレジット納付サービスの導入などを実施しております。

続きまして、移管後の徴収方法でございますが、1年以上未納の状態が続いた場合には納税課に債権の移管をいたします。納税課債権回収対策室では預貯金や給与等の差押処分などにより完納を目指していくこととなります。

委員 集金に行くことはないですか。

事務局 現在、集金はやっていないと伺っています。集金ですと効率が悪く、職

員2名以上で伺うのですが1日に回れる件数には上限がございますので、集金はしていないと聞いております。

委員 2ページ1(4)に目標収納率とありますが、印西市の現在の収納率は何パーセントくらいですか。

事務局 現在の収納率というご質問ですが、令和6年度決算の収納率ですが、現年度分で94.53%、滞納繰越分で21.12%となっております。令和5年度の収納率は現年度分で93.89%、滞納繰越分は22.45%現年度分は0.64ポイント増、滞納繰越分は1.33ポイント減となっております。

委員 令和6年度の収納率94.53%ということでしたが、目標収納率が94.19%と既に目標を上回ってしまっている様ですが、目標収納率を上げるという事はいかがでしょうか。

事務局 94.19%の目標収納率ですが、千葉県国民健康保険運営方針で示された目標収納率でそのまま使っています。被保険者数により目標収納率が設定されております。印西市の被保険者数ですと94.19%となっております。

委員 令和8年度に新たに取る施策がありましたら教えていただきたい
事務局 令和8年度ですが、保険事業のデータヘルス計画が中間年度に当たりまして、計画を見直す時期でございます。今までの実施計画や受診率のデータを取り寄せて、それを分析しまして実際に現計画にあっているかをまず見直すという作業になります。中間評価の見直しの時期という事でございまして、実際にそれができあがる頃にはまたこちらの場でお諮りしたいと考えております。

委員 それはいつ頃になりますか。

事務局 1年間を通して見直すので、令和8年度中には行いますが、何月頃というところまでは決まっておりません。

委員 3ページ3(1)②の人間ドック等助成事業ですが、どの位の予算が令和8年度はあるのか教えてください。

事務局 令和8年度人間ドックの予算ですが、3,060万円でございます。だいたい皆さん平均25,500円助成しており、1,200件程度を見込んでおります。脳ドックにつきましては、予算額387万8千円、助成金の平均単価1件当たり16,500円で235件程度の予算を確保しています。

委員 毎年使い切りますか、残りますか。

事務局 令和6年度実績で申しますと、1,130件でございます。令和6年度実績から70件程度増やしております。

委員 人間ドックですが、補助率は2/3に上げるとか、上限額をもう少し上げるなどはできないでしょうか。

事務局 人間ドックの補助率は各市町村で設定できる様になっておりまして、近

年の各市町村の状況を考えますと、印西市の補助率は高い位置にあります。近隣市町村の補助率を見ながら検討しているところでございますが、今のところ印西市が保険税だけで国民健康保険全体の事業の運営ができていないため一般会計から繰入している状況でございますので、そういった状況が解消される状況であったりとか、近隣市町村の補助率を見ながら、今後検討させていただく事になるかと思えます。

委員 コロナのワクチンは印西市だけ補助がすごく手厚く、そこは周りの市町村はあまり見ていない様ですが、人間ドックの補助だけ他の市町村に合わせるというのがどうかなと思います。

事務局 国民健康保険が独立した会計となっております、主に国民健康保険加入者の保険税で賄う独立した会計となっている関係もございまして、決められた予算があるところでございます。

委員 国民健康保険特別会計はそれぞれだいぶ違いますか

事務局 介護保険などもですが、一般会計から独立した会計で運営しております。健康増進事業は一般会計となっております、国民健康保険は運営上、保険税や県から交付金などで歳出を賄うという基本原則があります。そういった中で現状一般会計から繰入しているので、繰入が減少の見込みが立ってから補助率を上げるとか、他の施策について補助をどうしたら良いのかを検討していく流れになっていくと思えます。

委員 予算的に厳しいという事ですか。

事務局 現時点では議題1にもありましており、その他の一般会計繰入金がございますので、こちらを削減していかなければならないといった状況でございます。

委員 一般会計で50億円余ったと、それは教育関係の予算で人的不足によりそれぞれ使い切れなかったといった回答になっていたが、そういう事は無いのでしょうか

事務局 一般会計と特別会計は分けて考えている状況でございます。

以上議事終了

4. その他

事務局 本日配布した資料をご覧ください。

前回の協議会でお諮りさせていただいた子ども・子育て支援納付金分について追加説明をさせていただきます。子ども・子育て支援納付金分の所得割率、被保険者均等割額等につきましては前回の協議会でご承認いただき、賦課限度額につきましては、今後税制大綱の改正で示される額としてご承認をいただいたところでございます。この度、国民健康保険法施行令で3万円と示されたことによりまして地方税法においてもこの額にならい改正が行われる事となりますので、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を3万

円と設定しまして、3月議会に子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う国民健康保険税条例の一部改正について上程をさせていただく事と致します。

続きまして次の資料になりますが、印西市国民健康保険税条例の一部改正（案）についてご説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、令和8年度税制大綱が閣議決定されたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月下旬に公布予定となっており、本市でも国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得について所要の改正を行うこととなります。

改正内容でございますが、保険税賦課限度額の引き上げにつきましてはまず、保険税にはそれぞれの区分ごとその上限である賦課限度額が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険税負担の公平性の確保を図る目的として賦課限度額がこの度改正されます。

令和8年度は基礎分いわゆる医療分の改正限度額が66万円から67万円に1万円の引き上げが改正されます。後期高齢者支援金等分は26万円介護納付金分は17万円を据え置かれ、合計の限度額は109万円から110万円となります。また、令和8年度はそれらに加え、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が3万円となることから、合計113万円が国民健康保険税の課税限度額となります。

次に低所得者に対する保険税5割軽減・2割軽減判定所得の見直しですが、世帯の所得が一定基準額以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。今回の改正は5割と2割軽減の基準となる軽減判定所得額の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額の引き上げが行われます。

5割軽減では、被保険者等の数に乗すべき金額を30万5千円から5千円引き上げられ31万円とするものです。

2割軽減では、被保険者等の数に乗すべき金額を56万円から1万円引き上げられ57万円とするものです。

この改正によりまして、軽減判定額が5割軽減の場合、1人世帯ですと所得74万円以下が該当となり、2割軽減の場合は、100万円以下が該当となります。施行日は令和8年4月1日の予定でございます。

なお、この国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の公布が3月末の予定となっていることから改めて、運営協議会会長宛に諮問書を送付させていただきまして、皆様に書面にてご意見を諮りたいと考えております。よろしくお願いたします。

5. 閉 会

印西市国民健康保険運営協議会
職務代理者 上條 公司